

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオンモール新発田
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) イオンリテール株式会社ほか41者
(変更後) イオンリテール株式会社ほか40者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 - ・株式会社クロスカンパニー
(変更前) 岡山市北区幸町2番8
(変更後) 東京都中央区銀座4-12-15 歌舞伎座タワー18階
 - ・ほか2者
- 3 変更年月日
平成27年4月30日
- 4 変更の理由
小売業者の退店、小売業者の住所の変更による。
- 5 届出年月日
平成27年6月30日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年7月10日から平成27年11月10日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp